

舞鶴工業高等専門学校専攻科の単位の修得に関する規程

(趣旨)

第1条 舞鶴工業高等専門学校学則第47条第3項の規定に基づき、専攻科の修了に必要な単位の修得については、この規程の定めるところによる。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験、及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業科目の単位の計算方法は、授業時間及び授業時間外に必要な学習をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、教室内毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内毎週2時間15週をもって1単位とする。

(3) 実験、実習については、教室内毎週3時間15週をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、前期科目については4月末日、後期科目については10月末までに、別に定める履修届を提出しなければならない。

(試験の種類)

第4条 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に一定期間定めて実施する。

(追試験)

第6条 追試験は、病気又はけが、その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった場合に実施することができる。

(再試験)

第7条 再試験は、59点以下の評価の科目がある場合に実施することができる。再試験の種類は以下の3種類とする。

(1) 過年度において、当該科目の単位の修得できなかった場合、通常の授業期間に実施するもの

(2) 修了年度前期において、当該科目の単位の修得できなかった場合、通常の授業期間に実施するもの

(3) 修了年度の学年末において、第11条に規定する修了に必要な単位数、又は学士の学位授与申請に必要な単位数が不足する場合、6単位を上限として実施するもの

(成績評価)

第8条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して評価する。

2 成績の評価は、次の区分による。

評 定	A+	A	B	C	F
評 点	100～ 90	89～ 80	79 ～ 70	69 ～ 60	59 ～ 0

3 欠席時間数がその授業科目における出席すべき総時間数の1/3を超える場合、当該科目の評点は59点以下とする。ただし、超過した理由が病気又はけがである場合、専攻科委員会の議を経て、最高を100点とする評価を行うことができる。その際の基準については、準学士課程に準ずる。

4 成績評価に異議ある者は、成績通知書を配付した日から原則、3日以内（土・日・祝日を除く）に教務係に申し出るものとする。

5 成績評価値 Grade Point Average (GPA) については別に定める。

（単位の認定）

第9条 前条第2項の規定に基づき、A+、A、B及びCに評価された科目については、当該授業科目の単位を修得したものと認定する。

（再履修）

第10条 単位認定されなかった授業科目は、別に定める「再履修願い」を提出し、次年度において再履修することができる。

（修了に必要な単位）

第11条 専攻科の修了に必要な単位は、すべての必修科目の単位を含め、合計で62単位以上である。ただし、一般科目にあつては6単位以上、専門共通科目にあつては18単位以上、専門コース科目にあつては38単位以上修得するものとする。

（大学における単位の認定）

第12条 大学において修得した単位は、10単位（一般科目2単位以内、専門共通科目4単位以内、専門コース科目8単位以内）を超えない範囲で、専攻科における授業科目とみなし、その単位を認定することができる。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度に入学した者に係る大学において修得した単位の認定については、改正後の第9条の規定にかかわらず、従前の16単位まで認定することができる。

附 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に当該専攻科に在学する者の修了については、第8条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年9月29日から施行する。